

次のような場合は、「いじめ」に該当するのか？

- ① 児童Aが友人を探そうと何らの意図なく教室内を見回していたところ、その視界内にいた児童Bが、児童Aによってブイと無視されたと感じた場合
- ② 児童Aが教室内を歩いていたところ、ミスでつまづいて倒れ、そのときに児童Bの方へ倒れ掛かり、児童Bが肉体的な苦痛と、児童Aから不当な行為をされたと感じた場合
- ③ 児童Aが好意から励ましの意図で児童Bに対し「がんばれ」と言ったところ、児童Bはそれに対し誤解して非常に傷つき、被害感情を感じた場合
- ④ 児童Aがふだんから児童Bにちょっかいをかけられて頭をたたれるなどしていた中で、このときも頭をたたかれるなどしたため、児童Bに対し、すぐさま、「やめろ」などといって、児童Bの足を強く蹴り、そのために、児童Bは肉体的苦痛と児童Aに不当にやられたと感じた場合
- ⑤ 児童Aが児童Bに対し嫌がらせをしたところ、児童Bが泣きだしたので、児童Aはそれを見て反省し、すぐに児童Bに謝り、児童Bもこれを受け入れて、仲直りした場合